

令和6年度第2回幸手市水道事業審議会 会議録

- 開催日時 令和6年8月5日（月）午後1時30分～午後3時40分
- 会場 水道部会議室
- 会議内容 公開
- 幸手市水道事業審議会委員

所属団体等	氏名	委員区分	会議の出欠	備考
公募	楯 万里子	1号委員	出席	
公募	新島 伸枝	1号委員	出席	
公募	福島 朱実	1号委員	欠席	
埼玉県企業局水道企画課副課長	片岡 広成	2号委員	出席	
公益社団法人日本水道協会調査部調査課調査係長	笹原 俊一	2号委員	出席	副会長
埼玉県行田浄水場場長	代田 義治	2号委員	出席	
幸手市区長会会長	出井 保信	3号委員	出席	
埼玉みずほ農業協同組合代表理事組合長	遠藤 美行	3号委員	出席	
幸手市商工会会長	梨本 松男	3号委員	出席	会長
幸手市商工会工業部会	無量小路 俊宏	3号委員	出席	
幸手市連合婦人会会長	森泉 美江子	3号委員	出席	
税理士	松澤 美貴子	4号委員	出席	

（各号委員のアイウエオ順）

- 1号委員：公募
- 2号委員：知識経験を有する者
- 3号委員：水道使用者
- 4号委員：市長が特に必要と認める者

令和6年度幸手市水道事業審議会事務局名簿

水道部 部長	落合 和典
水道部 水道管理課 課長	神田 敏伸
水道部 水道管理課 施設・配水担当 主査	小西 真世
水道部 水道管理課 施設・配水担当 主査	菅野 祐貴
水道部 水道管理課 業務・庶務担当 主幹	羽取 美幸
水道部 水道管理課 業務・庶務担当 主査	富樫 亮介
水道部 水道管理課 業務・庶務担当 主任	渡邊 祐二

- 傍聴人 2人

- 会議次第
 - 1 開会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議題
 - (6) 埼玉県水道用水供給事業の料金改定の内容について
 - (7) 水道ビジョン等改定の前提条件について
 - (8) 水道ビジョン等改定の環境変化について
 - (9) 財政収支予測について
 - (10) 水道料金改定の必要性の有無について
 - 4 その他
 - 5 閉会

- 会議資料
 - ・次第
 - ・資料1 埼玉県水道用水供給事業の料金改定の内容について
 - ・資料2 水道ビジョン等改定の前提条件について
 - ・資料3 水道ビジョン等改定の環境変化について
 - ・資料4 財政収支予測について
 - ・資料5 水道料金改定の必要性の有無について
 - ・資料6 埼玉県行田浄水場視察日程について

- 決定事項 「議題(7) 水道ビジョン等改定の前提条件について」における採決賛成8名により前提条件を基に改定の実施を決定
 「議題(8) 水道ビジョン等改定の環境変化について」における採決賛成10名により環境変化を盛り込んだ改定の実施を決定
 「議題(10) 水道料金改定の必要性の有無について」における採決賛成10名により必要性が有ることを決定

1 開会	
事務局 (神田)	<p>第2回幸手市水道事業審議会の開会を宣言する。</p> <p>委員12名のうち11名の出席により、幸手市水道事業審議会条例第6条第2項の規定を満たし、会議が成立することを報告する。</p> <p>幸手市水道事業審議会規則第5条の規定により、会議は原則公開とし、会議録作成のため、会議を録音・撮影することを説明する。</p>

2 会長あいさつ	
会長	<p>改めましてこんにちは。本日はお暑期中、お忙しい中、ご参集賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>先月の1日に、埼玉県企業局より水道料金の値上げに関する方針が公表されたということでございます。また、この県水の料金上昇によりまして、幸手の水道事業に影響を与えることも予見されるということでございます。そしてまた、ご存知のとおり近年の人口減少等による水道料金収入の減少や、老朽化した水道施設の更新による費用増加についても予見されるということでございます。これについては前回もお話をさせていただきましたし、今日もまた出ると思います。つきましては、今後の水道料金につきまして、水道ビジョンの策定及び水道料金の改定について、本日は議題の質疑になっているところでございます。忌憚のない意見によりまして、慎重審議をよろしく願いたいと思います。よろしく願います。</p>

配布資料確認	
事務局 (神田)	配布資料確認を行う。

3 議題	
事務局 (神田)	幸手市水道事業審議会条例第6条第1項に基づき、議事を進行する議長を、会長にお願いする。
会長	<p>それでは審議会条例に基づき、議事の進行を務めさせていただきます。</p> <p>本日の出席者数は11人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、直ちに会議を始めたいと思います。</p> <p>はじめに、会議規則に基づきまして、会議録署名委員の指名をさせていただきます。お手元の名簿順序に従いまして順番で指名させていただきます。片岡委員と笹原委員をお願いしたいと思います。よろしく願います。それでは、次第に基づきまして始めさせていただきます。次第3の議題「(6)埼玉県水道用水供給事業の料金改定の内容について」、事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局 (小西)	<p>議題(6)埼玉県水道用水供給事業の料金改定の内容について説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改定内容 (予定) 2 改定時期 (予定) 3 今後のスケジュール

質疑応答	
会長	ただいまの説明につきまして何か質問あるいは意見等があればお願いします。せっかく皆さんがお集りになりましたので、1人1回くらいは指名したいと思いますので、よろしく願います。
会長	<p>続きまして、議題(7)水道ビジョン等改定の前提条件について、議題(8)水道ビジョン等改定の環境変化について及び議題(9)財政収支予測について、こちらの3つでございますが、関連がありますので、一括して説明をお願いしたいと思います。なお、こちらは確認事項で、議題(7)と議題(8)については、それぞれ採決が必要になりますので、ご理解いただければと思います。</p>
事務局 (羽取)	<p>議題(7) 水道ビジョン等改定の前提条件について説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人口予測グラフ 2 水需要予測グラフ 3 給水収益予測グラフ 4 物価上昇率の将来見通し 5 埼玉県水道料金の改定予定

事務局 (菅野)	議題(8) 水道ビジョン等改定の環境変化について説明する。 1 水道施設に被害を与えた地震 2 水道施設の老朽化に起因する事故 3 管路の状況 4 経年化の状況 5 環境・エネルギー対策の推進 6 DX等の水道事業への活用 7 DX等の技術例 8 有収率の改善
事務局 (富樫)	議題(9) 財政収支予測について説明する。 1 物価上昇の影響 2 埼玉県水道料金改定の影響 3 財政収支予測の条件 4 物価上昇等の影響がない場合 5 物価上昇等の影響がある場合 6 財政収支予測のまとめ 7 経常収支(累計表)
質疑応答 会長	それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見ありますでしょうか。私議長の意見ですが、1つ1つやらないと整理できないので、まず議題(7)についての何か質問あるいはご意見があればということですが、いかがでしょうか。
出井委員	議題(7)の水道ビジョンの前提条件について、カラーで非常に見やすく作っていただいた資料ですが、一番最後のページの埼玉県水道料金の改定予定の緑色の部分が文字が全然黒くて見えません。これは非常に不親切だと思います。会議室に映してあるスライドを見れば文字が読み取れるのですが、紙の資料で濃い緑と黒だと文字が読みにくいです。せっかくカラーで作る資料なので少し考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。
事務局 (神田)	資料の作成につきましてご指摘いただき、大変申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。資料を作成する中で、このような形で委員の皆様にご郵送差し上げた後、こちらのスライドを実際に映した形で見やすいか見づらいか確認して、今回見やすい形で色の方を変えさせていただきました。次回以降は、委員の皆様にご送る際にもきちんとした色使いでお送りさせていただければと思います。
楯委員	3の給水収益予測グラフについてですが、こちらは令和8年からの県水の値上げ部分も入っている数字でしょうか。
事務局 (羽取)	こちらは給水収益ですので、県水の方は、払う費用ですので、収益の方には特には反映してございません。あくまでビジョンと経営戦略の改定にあたりまして、現行の計画の際に予測した推定値と、今後新しく改定するにあたりまして、改めて検証した推定値を予測させていただきましたので、3番の給水収益予測グラフには県水の関係は含まれてはございません。
事務局 (神田)	今の説明を補足をさせていただきますと、県水が料金を改定するということですが、我々は県水を購入して費用を払っておりますので、埼玉県の方に払う費用は増加することになります。一方でご指摘いただきました収益の話は、市民の皆様から使った水道に対して料金をいただくものでございますので、県水の値上げと収益というのは、関係がない状況でございます。
楯委員	水需要予測の箇所、今後、給水人口の減少に伴う生活用、工場用水量等の減少の影響によるものと書いてありますが、今後幸手市が大型店、工場、企業などの出店を見込んでの減少の数字になっているのでしょうか。もしくは見込んでない数字なのかということをお聞きしたいと思います。
事務局 (神田)	水需要予測の仕方、今後の幸手市の行政の動きをどのように反映しているのかという話だと思いますが、大きな工場というか工業団地で一番近いものと、すぐそこに産業団地がありますが、現在市で面積を増やすということで動いているところでございます。そういったものにつきましては、どのくらいの水需要があるのかというのは、この予測の中には盛り込んでおります。大きな市の事業で収益が水道の需要、つまり水量が大きく動くものについて盛り込んだ形でこの水需要予測の方はしているところでございます。
無量小路委員	赤字になると書いてあるのですが、赤字の原因は何ですか。赤字に転じることになりますと書いてあるので、何か費用がいったいかかるのでしょうか。
会長	赤字に転じるどころというのは収支予測のところでしょうか。

無量小路委員	実際に人が減ってくると当然水を使う量が減りますよね。経費的なもので何が原因で赤字の要素が強いのかなと思ひまして。
事務局 (羽取)	資料の確認なのですが、赤字に転じるというのは議題(9)の関係でしょうか。
無量小路委員	人口が減って、収入も減りますよね。支出も減りますし、それが赤字になってくるのは他に原因があるのかなと思ひました。
会長	一般的な話ということですね。
事務局 (羽取)	赤字に転じるという部分について、給水人口は減っていくという予測でございますので、水を使う方が減ることで収益の方が減っていく形になります。一方で物価の上昇が今後も続く見通しという予測がございますので、収益が減少していく一方、出ていく費用の方が増加していく形になりますので、現行の水道料金を維持していく場合は収益が減少し、一方出ていく費用が大きくなりますので、赤字の方が大きくなっていく傾向にあると考えております。
無量小路委員	諸経費は増えたってことでいいですか。諸経費分が赤字になってきますよってことでしょうか。
事務局 (羽取)	諸経費の部分が徐々に大きくなっていく予測でありますので、おっしゃいますとおり諸経費が増加していく一方、収益が増えないので、赤字といった予測をしております。
楯委員	水道のことについて、一度に3つ進められたことで、ちょっと頭の中が整理できてないのですが、皆さんは、いかがでしょうか。
会長	おっしゃるとおりです。
森泉委員	全然わかりません。
楯委員	それなので申し訳ないんですけど、もう1回説明をしていただきたいです。これを一度に進められて、私も全部赤字になるということなど、あまり理解できない部分があるのですが。 もう一つよろしいですか。この審議会で幸手市の水道ビジョンの改定と幸手市の水道経営戦略の改定について審議をしていますが、水道ビジョンの改定と経営戦略の改定の資料を私はもらっていないのですが。そこからして私はわからないというのがこの資料を見て思っているところですが、皆さん資料とかはどのようにしているのでしょうか。
会長	水道ビジョンと経営戦略の改定ということが今回、前提のお話ですが、改定前の資料ということですね。
楯委員	改定した後の資料、改定した前の資料でもですが、5年後に改定するようなことですが、その改定した資料をもらえていないので、どのように改定したとかということも、なかなか私の中では整理ができてない部分があるのですが。
会長	今後改定するものの案というのは今後の話ですよ。事務局、お願いいたします。
事務局 (神田)	今回、市長から諮問を受けましたのは、水道ビジョンの改定、経営戦略の改定、あとは料金の改定についての3点でございました。 水道ビジョンにつきましては、一番初めに平成24年3月に策定しておりまして、これを平成29年の3月に一度改定をしております。 経営戦略につきましては、平成30年の3月に作成をしております。これを総務省等の通知によりまして、早急に見直しをしてくださいという話の中で、見直しをするものでございました。 委員の皆様には資料として、もしお渡ししなかったというのはこちらの不手際でございますのでそれについては改めてお渡しをさせていただければと思います。
会長	今回、挙手をお願いすることがありますが、改定をしてよいかということの意見を問うということでございます。内容的にはまた別な問題になってございますので、ご理解いただければと思います。改定後の内容については、まだ今回の議案には載っておりませんのでご理解いただければと思います。
楯委員	再度説明することについて、皆さんはどのようにお考えでしょうか。
事務局 (神田)	確かに、専門的な言葉とか、わかりづらい部分もあると我々も重々認識しておりますので、楯委員の方からそういったお話がありましたので、もう一度、説明をさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

事務局 (羽取)	議題(7) 水道ビジョン等改定の前提条件について再度説明する。 1 人口予測グラフ 2 水需要予測グラフ 3 給水収益予測グラフ 4 物価上昇率の将来見通し 5 埼玉県水道料金の改定予定
会長	将来の前提条件の話で予測の範囲がわかりにくいというのはあると思いますが、負担増になるということと収益が減るということの話でございます。よろしいでしょうか。何か質問ご意見はございますでしょうか。

休 憩

会長	先程、議題(7)、(8)についての採決について申し上げるところですが、まとめるとまたわかりにくくなることもあるので、とりあえず、議題(7)については改定の前提条件が出てございました。これを前提として、水道ビジョンと経営戦略の改定をしていいかというのを、後で採決をとりたいと思います。何か質問、あるいはご意見はいかがでしょうか。
新島委員	今日採決を取るとおっしゃったので、採決を取るということは理解したのですが、具体的に採決を取る内容というのは、幸手市の水道ビジョンの改定をしていいかどうか、幸手市水道事業経営戦略の改定をしていいかどうかということですか。それとも、していいかダメかということだけについて採決を取りたいのか、もっと詳しくこういう情報をこういうふうに変えたいということですか。議題が知りたいということですか。それを踏まえて話を伺った方が、飲み込みやすいというか、なぜこの説明を私たちにしてくださってるかが理解しやすいと思うので、その採決を取るお題を伺いたいです。
事務局 (神田)	今回、議題として(6)から(10)までを挙げさせていただきましたが、(7)の水道ビジョン等改定の前提条件についてということで、水道ビジョンはもう策定済みのものがあるのですが、様々な要因から改定をしなければならないのですが、改定をする前提条件として、人口がこのように予測をしていってよいですか、水需要がこういうふう計算していい改定をしていってよろしいですか、要するにこういったものを改定条件として改定していいですかというのを採決をいただければと思っております。 2点目につきましては、環境変化ということでございますが、先程すでに策定のものであると申し上げましたが、策定してから年数が経っておりまして、いわゆる環境についても、AIの進展等いろいろなことが変わってきております。そういった環境の変化も盛り込んだ上で、水道ビジョンと経営戦略を改定してよろしいかというのが2点目の採決の内容でございます。 3点目につきましては、(10)になるのですが、水道料金改定の必要性の有無についてということで、前提条件、環境変化、そういったものを盛り込んだ際に、財政収支というのが予測できます。その予測した財政収支を皆様にご説明した上で、こういった財政収支になってしまうので、幸手市の水道料金を改定する必要がありますかというところが3点目の採決の内容になります。 その3点を採決いただきたいと思いますと考えてございます。

採決	
会長	「議題(7) 水道ビジョン等改定の前提条件について」賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。 賛成(委員10名のうち、8名の委員が賛成)ということで、「幸手市水道事業審議会条例」第6条第3項で規定する過半数の賛成を満たしておりますことから、先程説明のあった前提条件をもとに、水道ビジョンと経営戦略の改定を行うことといたします。

事務局 (菅野)	議題(8) 水道ビジョン等改定の環境変化について再度説明する。 1 水道施設に被害を与えた地震 2 水道施設の老朽化に起因する事故 3 管路の状況 4 経年化の状況 5 環境・エネルギー対策の推進 6 DX等の水道事業への活用 7 DX等の技術例 8 有収率の改善
事務局 (神田)	補足説明をさせていただきます。 今、議題(8)として水道ビジョン等改定の環境変化についてということでご説明をさせていただきました。重複してしまいますが、先ほどもご説明しましたとおり、以前に策定した水道ビジョンや経営戦略にはこういった環境、作成してからかなりの年数が経過しておりますので、環境の変化というのが、全く考慮されていないとか含まれていない状況になります。当時作ったときにAIとか、あるいはカーボンニュートラルとか、そういった言葉というのもまだなかったところでございますのでそういった時代の変化によって、環境の変化が起こってきているということでございます。従いまして、こういった環境の変化も今回策定する水道ビジョンと経営戦略に盛り込んでいって改定をしていいですかというように形で、ご説明を申し上げたところでございます。

楯委員	管路の状況ですが、前回の会議のときに令和4年に残管946mありますと書いてありまして、今回、石綿セメント管の残存延長が1,523mとなっていて、これは946mから1,523mに増えていると理解をしてしまったんですが。
事務局 (菅野)	3番の管路の状況の令和5年度の残置の距離だと思うんですが、今回は石綿管の中にも種類がございまして、前回の第1回でお話させていただいたのは、配水管の話なんですが、今回は配水管と導水管を合わせたもので説明させていただいてございます。導水管というのは、地下水を汲んでから浄水場まで持ってくる管を我々は導水管と呼んでいるんですが、それと合わさったものなので、1回目にお話しさせていただいたのは配水の本管に残っている残置の距離、今回私がお伝えさせていただいたのは、本管のものと導水管を合わせたものになっておりますので、距離が増えたというわけではございません。
楯委員	そのことも説明に書いていただければと思います。もう一点なのですが、石綿セメント管というのは、耐震性のある管なのでしょうか。
事務局 (菅野)	石綿セメント管については、耐震性が低い管と認識しておりますので、先行して更新してきました。
楯委員	第2浄水場公団配水ポンプとありますが、説明で配水ポンプとおっしゃっていただけけど、ポンプ外更新工事のポンプ外というのはどこのことですか。ポンプのことですか。
事務局 (菅野)	ポンプです。ポンプも含まれますが、ポンプ以外にもこの工事の内容に含まれているので、そちらで示したのは工事の件名です。なのでポンプの更新ももちろんありますが、ポンプに付随する電気設備だったり、今回は電気室の拡張も兼ねていますので、建築工事が入ったりするので、ポンプ外更新工事という件名の表記をしておりますが、ポンプの更新です。
楯委員	まとめてポンプということですね。設備が新しくなるんですね。
事務局 (菅野)	そのとおりです。
笹原委員	最後の8番目の有収率の改善のところですが、管路からの漏水というのが今問題になっていて、この有収率を上げることが目標になってるんですけど、実は他の都市でも問題になっていて、配水管は水道局がしっかり整備をしていきますが、その後の分岐した給水管、要はお客様の財産の方です。実はこちらの方が給水管が古くて漏れてしまうという事例が結構他の近隣の都市でもありまして、ここをどうするかというところで頭を抱えている状況でございます。能登半島地震でも実は一緒でした。この配水管の分岐以降の対策を市として、どのようにやっているかをお聞かせいただければと思います。
事務局 (神田)	配水管と給水管という言葉が二つ出てきましたので、説明させていただきます。配水管というのは、水道事業を行っている水道施設から太い管でいろいろなところに回っているものです。一方、給水管というのは、その太い管からご自宅に細い管で繋いで家に引張っているものです。配水管が大きな主要の管、給水管というのは個別の家に配置される管と思っていただければと思います。そういった中で先程ご質問のあった給水管の方の漏水の話ですが、そちらを改善していくことで有収率が上がるんじゃないかということで、どういう対策をしていますかということですが、今、幸手市では大きく二つの事業を展開しております。一つは戸別訪問で、この調査というのは個別調査でして、地区を絞って毎年毎年、個別に調査をしております。あともう一点が地区別の調査ということで、エリアを絞って地区内での調査ということで、二つの漏水の調査を実施しております。これらから、確かに委員がおっしゃられるとおり、漏水をしているという事実も明らかになって、そういったところは、その都度、修繕、改修をして対応しているということでございます。従いまして、今回のこのビジョンと経営戦略の中にも、当然それらのものを踏まえた中で盛り込んでいければと考えてございます。
出井委員	今の給水管の事例です。実は私の町内で南三丁目二区なのですが、水道料金が5万円という箇所があり大変驚いたので、急遽調べてもらったら、やっぱり漏れていました。それが水道局の人に見てもらったら、パイプにひびが入っているとのことでした。たまたま私が防犯パトロールでその家庭の前を通ったときに水がちょろちょろ出っていたので「蛇口が開いてるのではないか」と言ったら、「蛇口はちゃんと閉めているが、下から漏れている」と言っていた。水道料金はだいたい6,000円とか1万円以内だと思いますが、それ以前に食い止める方法はないのでしょうか。5万円まで垂れ流す状況というのはどうなんでしょうか。
会長	水道料金について水道メーターを検針している業者さんが、水道メーターが通常より多いと、そこで指摘はしてます。
森泉委員	してくれますよね。
会長	たくさん増えた期間が何ヶ月というのは意外と少ないですね。事務局から補足の説明をお願いいたします。

事務局 (神田)	今議長の方から説明がありました。必ず2ヶ月に一度、我々が業務委託をお願いしている検針員がご自宅のメーターボックスを開いて、前回例えば20㎡だったのが今回30㎡になっていた。10㎡使ったということで料金の請求をさせていただきますが、従来のデータがずっと残っています。ですので、突然跳ね上がったりしますと当然のことながら、おかしいですねということになります。検針員さんが事前にお知らせをして宅内で漏水をしている可能性がありますよということでお話をし、宅内を調べた結果どこかで漏水していたというはあると思います。実際問題、水道管は暗渠といまして、土の中に埋まっているものです。どうしてもやはり発見までに時間がかかってしまうというのは否めないところでございます。従いまして、漏水調査等をしっかり充実した形で実施することによって、なるべく漏水というのを少なくしていき、結果として、先ほどの有収率の向上というところに繋げていければと考えてございます。
楯委員	有収率の改善のところ、管路からの漏水が87%から90%に改善することを目標としていますということですが、約3%の漏水を改善するということがよろしいですか。
事務局 (神田)	数字のとおり3%弱ですね、差し引きしますと2.7%になりますので、2.7%以上改善するということが目標にしたいと考えてございます。
楯委員	2035年度までに改善をするということで、新しい管を更新するということを推進していますが、それで約3%の漏水を改善するのに、いくらぐらいの費用を見込んでいますか。
事務局 (神田)	更新費用につきましては、全体の工事費としては、今回財政収支予測の方にも盛り込んでおりますが、8年度については1億4,400万円程度、9年度につきましては1億4,900万円程度、10年度については1億3,300万円程度、11年度については1億5,500万円程度、12年度につきましては1億4,100万円程度ということで、管路の更新費用を考えてございます。
楯委員	そういった今数字をおっしゃっていただきましたが、資料というのはいただけののでしょうか。
事務局 (神田)	今回議題として提案いたしました財政収支というのは大きなくりの金額をお知らせしたところでございますが、次回以降にもう少し細かい数字まで表示したものでご提案できればと考えてございます。
楯委員	2035年までには全部でいくらかかる予定でしょうか。
事務局 (神田)	電子データの中に入っている資料でございますので、後でご用意します。
代田委員	水道施設の老朽化とか経年劣化についてですが、これは元々わかってたことではないのかなと思うのですが、前の水道ビジョンを作るときに、こういう経年劣化するというの、見込んではいなかったのでしょうか。
事務局 (菅野)	委員のご指摘のとおり、経年劣化は予測できたと思っております。ただ平成23年度にビジョンの策定時に更新計画をもちろん定めてはいますが、それ以降突発的な故障や修繕が発生して、当然そちらも早急に直さなくてはいけないので、計画の更新も遅れがどうしても出てきてしまっている現状がございます。なので、こういった老朽化は予測できたものですし、今後の新しいビジョンにおいても継続して検討していかなければならないと思いき、前半部分で取り上げさせていただきました。
採決 会長	「議題(8) 水道ビジョン等改定の環境変化について」、水道ビジョンと経営戦略の改定を行うことに賛成の方の挙手をお願いします。 全員賛成(委員10名のうち、10名の委員が賛成)ということで、「幸手市水道事業審議会条例」第6条第3項で規定する過半数の賛成を満たしておりますことから、先程説明のあった環境変化を盛り込んで、水道ビジョンと経営戦略の改定を行うことといたします。
事務局 (富樫)	議題(9) 財政収支予測について再度説明する。 1 物価上昇の影響 2 埼玉県水道料金改定の影響 3 財政収支予測の条件 4 物価上昇等の影響がない場合 5 物価上昇等の影響がある場合 6 財政収支予測のまとめ 7 経常収支(累計表)

事務局 (神田)	補足の説明をさせていただければと思います。財政収支予測について、若干数字が並んでいて見づらいところがあると思いますが、今回この財政収支予測というのは、先程説明したとおり水道ビジョンと経営戦略を見直すことがいいですかという話の中で、見直すためにこういった方向にしましょうというのを先程ご意見をいただきました。そういったものを踏まえた中で財政収支を予測するとこのような結果になりますということです。今表示されている表（「7 経常収支（累計表）」）を見ていただければと思うのですが、令和12年度の経常損益、要するに単純に運営をしていくための経費がどうなってしまうかということです。結果としてはマイナス6億3,000万円になってしまいますということです。17年度、10年後にはどうなるかっていうと、17億円もマイナスになってしまいますということです。ご承知のとおり水道事業というのは市民の税金というのは1円も投入されておりません。水道事業というのは皆様に水道を供給して、その供給の量に対して水道料金をいただいています。なので、その水道料金で全て賄わなければならないのです。賄った上に、なおかつ、将来水道が破裂してしまったり、あるいは市民の皆様に送水できなくなってしまうように、予防的に管路というのを計画的に更新していかななくてはならないということがございます。その中で、安定的に水道水を市民の皆様にお届けするためには、単純に運営費用だけで赤字になってしまっていると、そういった工事にも資金を使うことができませんし、また、税金が全く投入されていないと言いましたが、この補填方法というのにもどのように補填をしていったらいいですかという内容になります。ですので、これについては、こういった人口の減少や物価の上昇、あとは県水の改定であるとか様々な要因が加わった中で、今後水道事業をどういうふうに安定的に運営していくか、それは数字だけの運営ではなく、市民の皆様に安定的に水を配水していくためにはどのようにやっていったらいいかというのが、水道ビジョンと経営戦略の根幹であります。そういったことでご理解いただければと思います。
会長	財政収支予測についてということで質問あるいはご意見がありましたらお願いします。
松澤委員	4番の物価上昇等の影響がない場合、5番の影響がある場合なんですけど、令和8年度以降、受水費が上昇して9年度以降は同じ数字で、物価上昇等の影響がある場合、影響がない場合も、数字的にはこのグラフだと変化ないということで捉えてよろしいでしょうか。
事務局 (富樫)	おっしゃるとおりです。
松澤委員	その上で、7番の経常収支の累計表というのは、その物価の上昇の影響がある場合、ない場合の累計値のどちらで出しているのでしょうか。
事務局 (富樫)	ある場合で出しています。
会長	7番はある場合で赤字を多く見せないで大変ですよ。
松澤委員	議題(7)で出てくる水道ビジョンの改定の前提条件についての物価上昇率の将来の見通しの中で、日銀の経済、物価情勢も見限る限りでは、令和8年度以降、前年比91.9%上がる見込みで、令和9年度以降は2%とされているので、もうこれはどちらかということ物価は上昇することは前提としての話ですよ。
事務局 (富樫)	そのとおりです。
会長	私の個人的感想ですが、物価上昇したら景気が良くなるので収入が増えるかなと思います。
松澤委員	そうですね。
会長	他に何かございますでしょうか。財政の収支予測に基づいて、次の議題(10)にも金銭的な部分で関連するので、質問があれば、今のうちにどうぞお願いいたします。
楯委員	埼玉県水道料金改定の影響で累計を出しているんですけど、累計というのはどういうことなんでしょうか。
事務局 (富樫)	埼玉県水道料金は令和8年度に上がると発表されていますので、8年度から影響が出てきますが、累計額というのは8年度にまず上がります。その後、料金は76円という予定ですが、その料金を現在の上がる前の61.78円で仮定した場合と比べてどれだけ上がるかというグラフになりますので、各年度の影響ではなくて、それぞれ年度で積み上げていって徐々に上がっていくというグラフになります。
事務局 (神田)	補足の説明をさせていただければと思います。この表は右肩上がりはかなり上がっている状況ですが、これは累計表でございます。例えば、令和8年度に影響したものは令和9年度にも上がってきます。令和10年度で令和8年度、9年度が上がったものも含めてということになりますので、累計、例えば今年10だったら来年20あったら次は30という形でどんどん累計、積み上げていった表になりますので、右肩上がりの表というのは、そのような意味合いがございますのでご理解いただければと思います。

笹原委員	2番の埼玉県水道料金改定の影響ですが、先程これから幸手市の人口が減っていくとすると水需要も減っていくという状況の中でこのシミュレーションの前提として、県からの受水量は多分一定で据え置きで試算されていると思うのですが、今後県の受水量を減らす計画ですとか、あるいはもし、その据え置きということとなると幸手市の自己水源を減らしていくそういった今後の水源のあり方の見通しをお聞かせいただければと思います。
事務局 (神田)	水源のあり方について、例えば今、具体的に言いますと幸手市が市民の皆様にお送りする水道が100だとすると、70は県から購入していて、残りの30は幸手市にある井戸からこちらの浄水場に引っ張ってきて、あとは北にある浄水場に引っ張って、水道水を作って、 10 100にして、市民の皆様へ配水しているという状況です。人口の減少によって、その配水量がどんどん減るのがあるのではないかと、そういったときはその7対3の割合を今後どのように考えていくんですかというような質問だと思いますが、それについては地下水源というのは、どうしても地盤沈下を伴うというものがあります。これは埼玉県の環境部門で発表している地盤沈下の調査表というのがありますが、実は幸手市は地盤沈下量が県内でも5本の指に入ってしまうような地盤沈下量でございます。そういったこともありますので、将来的に言うのであれば、やはり地下水というのは減らしていく方に作用しなければならぬのかなと考えています。つまり県水をもっと多く買っていかなくちゃならない、先程7対3と言いましたけども、それは8対2になる可能性もあるし、9対1になる可能性もあるということになると考えております。
楯委員	今の説明の中で地盤沈下が起きているということですが、どこの地域でどのぐらい何年にわたって沈下しているかという資料はありますか。
事務局 (神田)	資料は事務室にあります。場所は大字平野でこの近くです。そこに埼玉県の測定地がありますので、そこで測った内容が県内の5本の指に入るほどの地盤沈下量となっております。資料は埼玉県の資料としてはお出しはできません。
楯委員	沈下に対して、例えば井戸水を減らすとおっしゃっていましたが、井戸水は前回のところで、経費はかかりますが、地下の水はかかりませんということでしたが、そのところの経営戦略とおっしゃってましたけど、地下水をやめていくと、県水がとか、給水量の比がどのくらいになるかという試算はありますか。 地下水は基本的に県水と違って買っているわけではないので、料金はかからなくて、その他に水を作る電気代とか、あとは薬品とか消毒する手間という経費がかかると思います。地下水をゼロにして県水を100%にしたときと地下水をある程度保って、県水と混ぜてっていうときの水道料金の差というのは、どのように考えていますか。
事務局 (菅野)	井戸水から浄水を作るには薬品等お話いただいたとおりですが、当然、その井戸水を作る専用のポンプ、取水ポンプ、水を貯める着水井など設備の維持管理、更新費用、メンテナンスなども関わってきます。委員さんがおっしゃられたとおり、薬品費等もかかりますので、そちらを検討して、あとは県水を購入する値段との比較という形になると思いますが、そういった設備の更新時期、例えば直近で井戸の施設を更新していれば、料金算定ではもしかして井戸の方が高いという数字が出ると思いますし、この段階でちょっと明確にお答えできないです。あと、少し話はそれますが、井戸は地権者様から借りているものが3件ございます。こちらは借用していますので、地権者様の方で今お返ししようという話は正直いただいてないですが、この先どうなるかもわからないという状況も含んでございます。そういった面からも、先程申し上げましたが、県水の購入の比率が上がる可能性もあるのかなと思っております。
楯委員	例えば、今後、自然災害とか地震が起きた場合に、地下水がある程度保たれていた方がこの前の輪島のように水が不足するという事は、多少は防げるのではないかと思います。県水だとずっと引いてくるじゃないですか。地下水はそこにあるので、その地下水をもし使えるというか、対策としてそういった地下水の活用は考えていますか。
事務局 (神田)	水利の問題を前提に話させていただきますと、あくまで私どもが持っている井戸は、飲料水の水利です。災害用の水利ではないことは前提にさせていただいた上で、確かに楯委員が言われるように、災害時に井戸があった方がいいのではないかと意見もそれも至極真実な意見でございます。ただ、その割合というものが今7対3でございますが、何対何の割合だったらいいのかというのは、明らかな正解はないとも考えております。従いまして、先程言ったように、長い期間、安定的に市民の皆様へ水道を供給していくためにはどうしたらいいのかというのは、それは考えなくてはいけないと思います。それがもしかしたら8対2になる可能性もありますし、9対1になる可能性もあります。井戸は残しておくという選択肢もあります。要は飲料水の水利から今度は防災用の水利に変えるということですが、そういったこともございますので、今現在その災害用のために残しておいた方がいいんじゃないかという意見はすごくわかりますけれども、それがそのとおりになるのかというのは判断がつかないところでございます。
事務局 (神田)	議題(10) 水道料金改定の必要性の有無について説明する。 1 水道料金改定の原則 2 県内市町村等の状況 3 県内市町村等との水道料金比較

質疑応答	
会長	ただいまの説明につきまして、何か質問あるいはご意見はございますでしょうか。
楯委員	水道料金は税金を投入することがなくて、市民の水道料で賄うということで、水道料金改定の原則、これはすごく大事な部分だと思うのですが、水道料金の改定は、最大限の経営努力がなされていることが前提ということですが、幸手市の水道料金の改定を行うにあたって、幸手市も最大限の経営努力をしてるとは思うのですが、幸手市の行っている経営の努力とはどういうことか内容を教えていただきたいと思います。
事務局 (神田)	経営の努力ということでございますが、やはり水道料金を徴収いただけない方もいらっしゃいます。そういった方を少なくするために徴収率を上げることであったり、あとは工事、業務委託、そういったものを発注する際、基本的に市役所と同じようなやり方でありますが、金額の高いものであったら一般競争入札という形でどんな業者でも入札でき、いわゆる価格の競争をさせられるような形での経費の節減を行っております。また、働き方改革等の内容もございますので、なるべく業務を効率化することによって時間外勤務を減らしたりという経営努力はしているところでございます。
採決	
会長	議題(9)の財政収支予測についても説明がありましたとおり、物価上昇前提ではあります。令和12年度には約6億4,000万円の赤字、令和17年度には約17億1,000万円の赤字となるということを踏まえてですが、「議題(10)水道料金改定の必要性の有無について」料金改定を行う必要性について、有無を問うというところでございます。必要性について、必要が有るとされる方は挙手をお願いいたします。 全員賛成(委員10名のうち、10名の委員が賛成)ということで、「幸手市水道事業審議会条例」第6条第3項で規定する過半数の賛成を満たしておりますことから、本議題について、料金改定の必要性が有るといふことといたします。
会長	全員の意見を聞こうと思っていたのですが、遠藤委員いかがでしょうか。
遠藤委員	幸手市の水道事業を利用させてもらっている者としても、やはり水道事業については、健全性があるべきだと思っておりますので、同意いたします。質問なのですが、先程の配水管と給水管の話が出ましたが、この分け目というのはメーターの外と内側というそんな見方でしょうか。
事務局 (神田)	配水管というのは、ほぼ道路に入っています。道路の下に入って、250ミリ以上のものが大体配水管でそこから給水管、各ご自宅に水を送るための管、ここの繋ぎ目のところからメーターの手前までが給水管です。メーターがあって、メーターからご自宅の1階とか2階とかの管も給水管なんですけども、これはそのご自宅の方が管理すべき給水管です。このメーターよりも道路部分については地方公共団体、我々が管理すべき給水管でその給水管から引っ張っている大きな管が配水管です。
遠藤委員	個別の調査、地区別の調査等というのは、この配水管から給水管の部分まで、メーターの外までを調査されているというのが内容でしょうか。
事務局 (神田)	もし仮にご自宅の方で漏水があった場合は、メーターの指針が跳ね上がったりします。そこはメーターを通過してから漏水してますので、メーターがいつもより指針が早まったりしますので、例えば、毎月毎月10㎡使っていたのがいきなり70㎡使っているということになりますと、今度はそれはご自宅の方の漏水の可能性が考えられますので、それが検針員さんが事前にご連絡を差し上げるような形をとっております。
会長	森泉委員いかがでしょうか。
森泉委員	特にございません。
会長	片岡委員いかがでしょうか。
片岡委員	物価上昇がある場合の収支予測を見させていただきましたが、今後、黒字化する見込みがないということであれば、料金改定をして、健全経営を目指していくしかないかなと考えております。先程、井戸水の汲み上げ施設があるとお聞きしました。県水だけでなく、自分のところでそういった施設がある場合には、そちらの方の維持管理コストもかかってくるかと思えます。老朽化に伴う修繕等の増加等も見込まれると思いますので、今後、財政収支等を考えていく際にはそういった施設をどうしていくかを盛り込みながら作っていただければと考えてございます。
会長	それでは全体を通して何か質問等はよろしいでしょうか。それでは本日予定していた議事につきましてはここで終了とさせていただきます。議長のご任を下ろさせていただきます。

4 その他	
事務局 (羽取)	<p>次第のその他でございますが、会議録の署名、ホームページへの掲載、今後のスケジュールについて事務局から説明いたします。</p> <p>それでは初めに、会議録の署名とホームページへの掲載についてです。幸手市水道事業審議会規則第3条第2項の規定により、会議録は、会長及び会長の指名する委員2人が署名しなければならないとされておりますので、各回の審議終了後に事務局が作成しました議事録案に委員名簿で上から順番にお2人ずつ署名をお願いいたします。</p> <p>また、使用した資料と会議録につきましては、ホームページに掲載させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>今後のスケジュールについてお知らせいたします。資料6をご覧ください。令和6年10月4日(金)午後2時から行田浄水場の視察を予定しております。当日はこの第二浄水場に集合していただき、バスで行田浄水場へ向かう予定です。詳細につきましては別途通知いたしますので、ご出席いただける方はぜひご出席くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、第3回審議会は令和7年1月20日(月)午後1時半に本日と同じこちらの会場で開催を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。開催通知につきましては、開催日の2週間程度前に改めて郵送させていただきます。ご都合により欠席される場合は、お手数ですが、あらかじめ事務局までご一報をお願いいたします。</p>

5 閉会	
事務局 (神田)	<p>それでは長時間にわたり大変ありがとうございました。資料等の不備、またご指摘いただきました点につきましては次回以降改善をしてみたいと思いますのでよろしくお願いたします。これもちまして第2回幸手市水道事業審議会を終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。</p>

署 名

令和6年8月14日

審議会会長

梨本 松男

審議会委員

片岡 元成

審議会委員

笹原 俊一